

お詫びとお知らせ

平素は格別のご愛顧を賜り、厚く御礼申し上げます。

この度、弊社は、不当景品類及び不当表示防止法（景品表示法）第7条第1項の規定に基づく消費者庁からの平成29年11月7日付け措置命令に従って、一般消費者の皆様のご誤認を排除するため、次のとおり、周知いたします。

弊社は、「葛の花イソフラボン 貴妃（販売期間：平成29年1月9日～6月21日）」及び「葛の花イソフラボン ウエストサポート茶（販売期間：平成29年3月13日～6月21日）」（以下、これらを併せて「対象2商品」といいます。）を販売した際、例えば、「葛の花イソフラボン 貴妃」について、平成29年1月27日から同年6月1日までの間、例えば、自社ウェブサイトにおいて、細身のウエストにメジャーを巻き付けた写真と共に「【ウエストサポート】体重やお腹の脂肪を減らす」、腹部の肉を手でつまんだ写真と共に「気になるのは…ウエストにたっぷり溜まった脂肪や体重…」等と記載することにより、あたかも、対象2商品を摂取するだけで、誰でも容易に、内臓脂肪及び皮下脂肪の減少による、外見上、身体の変化を認識できるまでの腹部の痩身効果が得られるかのように示す表示（以下「本件表示」といいます。）をしていました。

弊社は、本件表示が、対象2商品の内容について、それぞれ、一般消費者の皆様に対し、実際のものよりも著しく優良であると示すものであり、景品表示法に違反するものであったことを確認し、本広告により周知いたします。

本件表示により、お客様を始め関係者の皆様に、多大なご心配とご迷惑をおかけしましたことを、深くお詫び申し上げます。

弊社は、今回の措置命令を真摯に受け止め、広告や表示物の内容の見直しを図ると共に、再発防止のための表示管理体制の構築に努めて参る所存です。

尚、対象2商品の販売は、いずれも本年6月21日をもって終了しております。品質上の問題はございませんが、対象2商品の返品をご希望される方は、弊社カスタマーセンター（フリーダイヤル：0120-13-3756、メール：customer@ohta-isan.co.jp）までご連絡ください。今後とも弊社の商品をご愛顧いただきますよう、何卒、よろしくお願い申し上げます。

平成29年11月17日

株式会社太田胃散
代表取締役社長 太田 美明